

別表3 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表

① 確認申請と併願の場合

(単位：円、消費税別)

判定対象床面積	評価手法					
	モデル建物法			標準入力・主要室入力法		
	A類	B類	C類	A類	B類	C類
2,000㎡以下	160,000	100,000	80,000	320,000	250,000	220,000
2,000㎡超え～5,000㎡未満	—	—	—	—	—	—
5,000㎡以上～10,000㎡未満	—	—	—	—	—	—

② ①以外の場合

(単位：円、消費税別)

判定対象床面積	評価手法					
	モデル建物法			標準入力・主要室入力法		
	A類	B類	C類	A類	B類	C類
2,000㎡未満	200,000	130,000	100,000	400,000	320,000	280,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	300,000	190,000	150,000	600,000	480,000	420,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	390,000	250,000	190,000	780,000	620,000	540,000

(注意事項)

1. 建物用途に応じたA類～C類の分類は別表4による。
2. 建物用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。
 - ・ A類が含まれるときはA類
 - ・ A類が含まれず、B類が含まれるときはB類
3. 複合建築物の場合、非住宅部分により料金を算定する。
4. 複合建築物において、住宅部分が所管行政庁による審査等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として、10,000円（税別）を加算する。
5. 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の用途・面積により料金を算定する。
6. 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合等は、別表3によらず、一律30,000円（税別）とする。

(補足)

1. 変更後の計画の判定料金
 - ・ 評価方法が同一で直前の判定の業務を財団が行ったものについては別表3の判定料金の2分の1の額とする。
 - ・ その他のものについては、別表3の判定料金の額とする。
2. 軽微変更該当証明料金
 - ・ 評価方法が同一で直前の判定の業務を財団が行ったものについては別表3の判定料金の2分の1の額とする。
 - ・ その他のものについては、別表3の判定料金の額とする。
3. 適合判定通知書等の再発行手数料
 - ・ 1通につき2,000円（税別）とする。

別表4 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A類	図書館その他これに類するもの	8140
	博物館その他これに類するもの	8150
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	8160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	8170
	助産所	8190
	児童福祉施設等(前2項に掲げるもの及び保育所その他これに類するものを除く。)	8210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	8230
	診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	8240
	診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	8250
	病院	8260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	8370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	8380
	ホテル又は旅館	8400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	8480
	劇場、映画館又は演芸場	8530
	観覧場	8540
	公会堂又は集会場	8550
	展示場	8560
	ダンスホール	8590
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	8600	
B類	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	8060
	幼稚園	8070
	小学校	8080
	義務教育学校	8082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	8090
	特別支援学校	8100
	大学又は高等専門学校	8110
	専修学校	8120
	各種学校	8130
	幼保連携型認定こども園	8132
	保育所その他これに類するもの	8180
	巡査派出所	8270
	公衆電話所	8280
	郵便法(昭和22年法律第165号)の規程により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)	8290
	地方公共団体の支庁又は支所	8300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	8330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	8390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	8438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	8440
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	8450
	食堂又は喫茶店	8452

B類	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)又は、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	8456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	8458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)	8460
	事務所	8470
	料理店	8570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	8580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	8650
C類	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	8310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	8320
	工場(自動車修理工場を除く。)	8340
	自動車修理工場	8350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	8360
	自動車教習所	8410
	畜舎	8420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	8430
	自動車車庫	8490
	自転車駐車場	8500
	倉庫業を営む倉庫	8510
	倉庫業を営まない倉庫	8520
	卸売市場	8610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	8630	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	8640	
対象外	一戸建ての住宅	8010
	長屋	8020
	共同住宅	8030
	寄宿舎	8040
	下宿	8050

※その他 (8990) については要相談